

鹿児島県立指宿養護学校同窓会会則

第1条（名称）

この会を鹿児島県立指宿養護学校同窓会（のぞみ会）と称し、事務局を同学校に置く。

第2条（目的）

- 1 この会は、会員が会員相互の連携と親睦を図り、よりよく明るい生活ができることを目的とする。
- 2 本校教育の充実振興に寄与する。

第3条（活動）

この会の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 学校行事（運動会・学習発表会等）への参加及び親睦会
- 2 同窓会便りの発行
- 3 その他目的達成に必要な事項

第4条（会員）

- 1 正会員
正会員は、本校の卒業生及びその保護者
- 2 準会員
 - (1) 本校を最終学校とする退学者及びその保護者
 - (2) 本校に在籍したことがある入会希望者
 - (3) その他
- 3 特別会員
 - (1) 本校現職員
 - (2) 本校旧職員

第5条（役員）

この会に次の役員を置く。

- 1 保護者役員
会長1名・副会長2名・監事2名
- 2 卒業生役員
学年幹事各年度1名
代表幹事1名
- 3 学校職員役員
庶務 若干名（同窓会係）
会計 1名

第6条（役員を選出及び任期）

- 1 保護者役員
会長は卒業年度内に卒業年度の保護者から選出し、役員会で承認を得る。任期は翌年度の1年間とする。
副会長・監事は、役員会で指名し、総会で承認を得る。任期は1年間とする。但し、再任は妨げない。

2 卒業生役員

代表幹事は、総会時に学年幹事の中から代表者を1名互選し、任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

学年幹事は、当該卒業生から1名互選する。

3 職員役員

庶務、会計は、本校職員（同窓会係）が担う。

第7条（役員の仕事）

1 会長及び代表幹事は、この会を総括するとともに会議を主催し、会を代表する。（卒業式、入学式、創立記念等に参加）

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代行する。

3 庶務及び学年幹事は、この会の運営に必要な事務的な任務に従事する。

4 会計は、この会の経理にあたる。

5 監事は、会計の監査を行う。

第8条（会議）

1 総会

(1) 総会は、年1回開催する。

(2) 総会は過半数の出席（委任状や電話連絡等を含む）をもって成立する。

(3) 総会は、次の各号を審議し、出席者の過半数の同意を得て決定する。

ア 会則の改正に関する事

イ 役員承認に関する事

ウ 会費に関する事

エ その他、この会の運営に関する重要な事項

2 役員会

役員会は、会長が招集し総会の運営に関する事項と次期役員選出についてを審議する。但し、臨時に開催することもできる。

3 総会及び役員会の議長は、代表幹事が行い、会長がそれを補佐する。

第9条（会計）

1 この会の経費は会費、その他の収入による。

2 正会員及び準会員は、永年会費として3000円を納入する。

3 会費は、第3条に掲げた活動の補助に充てる。なお、多額の経費を必要とする場合は、その都度、出席者負担とする。

4 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第10条（附則）

1 会員は現住所、氏名等に変更を生じた時には、事務局に届け出るものとする。

2 この会則は、平成24年3月16日より適用する。

一部改正 平成25年8月18日

一部改正 平成26年8月24日

一部改正 平成27年8月23日